

仕様書

(1) 件名

春日部市立中学校・義務教育学校における学習者用端末売却

(2) 目的

G I G Aスクール構想の下で整備された端末（以下、「学習者用端末」という。）を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性は、国が示した「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）」でも明らかにされている。他方、学習者用端末内には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されていることから、それを適切に処分する必要性は極めて高い。

こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法（令和5年10月26日付「G I G Aスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を提示しており、本契約においては、この方針に沿って適切に処分を行う事を目的とする。

(3) 受注条件

公告日から引き続き、受注者は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、埼玉県を含んでいるものに限る。）を受けている事業者又は資源の有効な促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。

(4) 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで

なお、学習者用端末の回収期限は、令和8年2月27日までとする。

(5) 引渡し対象品

学習者用端末 Chromebook Y2 Wi-Fi モデル

学習者用端末の付属品等（ACアダプタ）

(6) 予定数量・引渡し場所

別紙に記載の内容による。

(7) 引渡しの方法

原則、仕様書別紙に定める場所にて予定数量の端末の引渡しを行う。

なお、対象品を引渡す時期について、令和8年2月頃を予定しているが、発注者及び受注者は、引渡す日時について事前に協議を実施する。受注者は内容に基づき、引渡しに必要な車両等を手配する。

(8) 処分方法

受注者は、別紙に記載の回収場所から学習者用端末を回収し、次に満たす方法により処分を実施すること。

- ・小型家電リサイクル法又は資源有効利用促進法を遵守し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく広域認定制度により認定を受けた再資源化事業計画に従い、回収した学習者用端末等を再使用・再資源化すること。
- ・学習者用端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないよう、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。
- ・処分方法については、破碎・溶解等による学習者用端末の物理的処分又は学習者用端末のリユースのいずれも可とする。前者は以降の①を、後者は以降の②③を遵守する。

①故障等により上書き消去方式が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破碎（S S D・e M M Cを使用している場合は2mmを目安に破碎処理すること等）又は溶解を行うこと。破碎又は溶解後は、破碎又は溶解完了日時・作業者名等が記載された破碎完了証明書又は溶解完了証明書を発行すること。また、破碎完了証明書又は溶解完了証明書に記載された内容を5年間保管し、発注者の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。

②受注者の再資源化事業計画に基づく処分（再使用・再資源化）を実施する前に、文部科学省が定める教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月版）に基づくデータ消去を行うこと。具体的な方法として、O S等からアク

セス可能な全てのストレージ領域をデータ消去又はソフトウェアにより上書き消去する方法で確実に消去を行うことを原則とする。データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時・作業者名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、発注者が学習者用端末毎にデータ消去作業の完了を確認できること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を5年間保管し、発注者の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。

③受注者の認定計画に基づき、学習者用端末を再使用する場合は、発注者が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。

(9) 買受金額

学習者用端末の残存価値を踏まえ有償売却を予定している。回収に必要な車両・運搬や必要な作業経費等を踏まえ、買受金額を算出すること。

(10) 支払い方法

受注者より提出を受けた破碎完了証明書・溶解完了証明書又はデータ消去完了証明書をもって履行確認とし、買受金額を令和8年3月19日までに支払うものとする。

(11) 協議事項

発注者との連絡を密にして作業に当たること。一連の各対応については仕様を満たしているか、作業実施前に発注者と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議しその指示に従うこと。

(12) 留意事項

①契約に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受注者の責任において処理すること。

②本契約では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、受注者は、作業の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引渡した学習者用端末に含まれる個人情報の保護に努めること。

③予定数量は変動する可能性がある。最終台数は発注者及び受注者の協議の上で最終確定するものとする。

④本事業に係る費用には、作業の遂行に必要な経費一切を含めるものとする。

⑤本仕様に明示されていない事項であっても、その履行に際しての必要な事項につい

ては発注者と協議のうえ、誠実に対応すること。

⑥本仕様書に関して、確認、変更が必要な事項が生じた場合は、発注者と協議すること。

⑦受注者は本契約内容の履行が困難となる事由が生じた場合は、作業を一時停止し、直ちに発注者へ当該事由の内容及び発注者が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を、速やかに書面をもって通知すること。

⑧受注者の作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、発注者は契約を解除する事ができる。その場合の補償等は一切行わないこと。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定するもの（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。）をいう。以下同じ。）の保護に努めるとともに、個人情報に関する市の施策を実施し、又は実施に協力しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 3 受注者は、受注者の個人情報の取扱いについて発注者から指示があったときは、その指示に従い、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び毀損その他の事故を防止するため、個人情報の適正な保管及び搬送に必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

- 2 受注者は、電子媒体で引き渡された資料等で、発注者の承諾を得て受注者の管理、使用する端末機等に保存して作業をする場合、当該端末機等に対し情報漏えい防止のために必要な措置をとらなければならない。

(個人情報の持ち出し)

第7条 受注者は、取り扱う個人情報について、指定された場所から持ち出してはならない。ただし、やむを得ない特別の事情がある場合には、最小限の範囲の情報のみとし、安全管理措置を行ったうえで、発注者および受注者は授受等の確認を行わなければならない。

(再委託の禁止)

第8条 受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 前項の資料等のうち受注者の管理、使用する端末機等に保存し使用等していたものがある場合には、発注者の指示に基づき、消去し復元不可能な状態にした上、書面をもってその結果を発注者に報告するものとする。

(従事者の明確化)

第10条 受注者は、個人情報の取扱いに係る業務に従事する者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。また、その者に身分証明書を携行させなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いに係る業務に従事する者を変更する場合には、事前に書面により発注者に通知しなければならない。

(従事者への周知・監督・教育)

第11条 受注者は、この契約による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関することのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させ、必要な教育及び研修を実施し、監督しなければならない。また、発注者は、受注者に対して、必要に応じて遵守状況などについて報告を求めることができる。

(苦情の処理等)

第12条 受注者は、受注者が行った個人情報の取扱いについて苦情の申出を受けたときは、速やかにその旨を発注者に報告し、その指示に従うものとする。

(実地調査)

第13条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について隨時実地に調査することができる。

(事故報告)

第14条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、生じた損害の賠償を請求することができる。

別紙
予定数量及び回収場所一覧

番号	設置場所	住所	電話番号	台数
1	春日部中学校	春日部市粕壁4-4-15	048-761-2253	617
2	東中学校	春日部市樋堀181-1	048-752-2454	589
3	豊春中学校	春日部市南中曽根107-2	048-752-2717	378
4	武里中学校	春日部市薄谷3	048-735-3034	481
5	大沼中学校	春日部市大沼6-75	048-736-9986	645
6	豊野中学校	春日部市銚子口130	048-737-0440	439
7	緑中学校	春日部市緑町5-9-38	048-737-8447	232
8	大増中学校	春日部市上大増新田140	048-737-5100	270
9	春日部南中学校	春日部市武里中野746	048-737-2869	450
10	葛飾中学校	春日部市永沼2250-1	048-746-0002	531
11	飯沼中学校	春日部市飯沼180	048-746-7321	369
12	江戸川小中学校	春日部市上吉妻1	048-748-1020	185
合計				5186